

## 岡崎市犯罪被害者等日常生活支援（配食サービス）実施業務に関する協定書

岡崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、岡崎市犯罪被害者等支援条例及び岡崎市犯罪被害者等日常生活支援実施要綱（以下「要綱」という。）に基づいて実施するサービスのうち、配食サービスに関する業務に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、犯罪等により日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者等（以下「利用者」という。）に対して、食事を居宅へ配達することにより、日常生活の安定を図ることを目的とする岡崎市犯罪被害者等日常生活支援配食サービス（以下「配食サービス」という。）に関し、甲が乙に対し委託する業務内容につき事前に取り決めることを目的とする。

### （実施する配食サービス）

第2条 利用者がサービスを提供する事業者として乙を指定した場合において、甲は、乙に対して、次のとおり配食サービスを委託し、乙はこれを受託するものとする。

#### （1）事業内容

ア 配食サービスは、原則として利用者の居宅において実施するものとし、利用者の居宅1箇所につき1日1回の食事（弁当）を配達する。

イ 前アに定めるもののほか、岡崎市犯罪被害者等日常生活支援（配食サービス）仕様書（以下「仕様書」という。）に定める業務内容とする。

#### （2）契約金額

1,000円以下／食事（弁当）1食当たり（配送料、消費税等を含む。）

### （業務委託契約の締結）

第3条 甲及び乙は、甲に対し利用者から配食サービスの利用申請がなされた場合に、要綱及び仕様書の定めに従い、当該利用者に対する配食サービス実施のための業務委託契約を締結するものとする。

### （秘密保持義務）

第4条 乙は、配食サービスに関し知り得た秘密（利用者及び関係者の個人情報を含むがこれに限らない。）を第三者に漏洩してはならない。

2 乙は、配食サービスに従事させる者に対し、前項と同様の秘密保持義務を課し、これを遵守させるものとする。

(案)

3 本条に基づく乙及び乙が配食サービスに従事させる者の秘密保持義務は、この協定の終了後も引き続きその効力を有するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第6条 この協定を変更しようとするとき又はこの協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 岡崎市十王町二丁目9番地  
岡崎市  
岡崎市長 内田 康宏

乙